

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長CEO 高橋 由彦

株式会社リミックスでんき
代表取締役 中込 裕司

株式会社リミックスポイント（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社リミックスでんき（2026 年 8 月 18 日付で、株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社より商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約（以下、「本契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営むエネルギー事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づき開示すべき事項を記載した本書面を、分割会社及び承継会社の本店に備え置くことといたします。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 8 月 26 日付で株主に対する通知に代わる電子公告を行いました。同条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の経緯

分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定による新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、同条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 7 月 1 日付の官報及び 2026 年 8 月 26 日付の電子公告にて本分割に関する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本分割に際して、承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

本分割に際して、分割会社は承継会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、同条の手続は実施していません。

(3) 債権者の異議の手続の経過

承継会社には、会社法第 799 条の規定により異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、分割会社より本契約に記載された資産、債務その他の権利義務を本契約に従い承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

(1) 労働契約の承継について

分割会社は、本分割に伴う労働契約の承継に関し、関係法令に基づき必要な協議及び事前の通知手続を実施し、所定の期間内に労働者からの異議の申出はありませんでした。

(2) 承継会社の株式譲渡について

分割会社は、本分割の効力発生と同日（2026 年 10 月 1 日）付で、承継会社の発行済株式の 51%を株式会社 H-Power ホールディングスへ譲渡いたしました。

以上